

## 公布された規則のあらまし

### 佐賀県行政組織規則（規則第 20 号）

- 1 知事の権限に属する事務のうち、防災に関する事務について、佐賀県部設置条例により設置された部（以下「部」という。）を指揮監督するため防災監を置き、知事が指名する副知事をもって充てることとした。（第 2 条関係）
- 2 政策部に政策課、企画課、秘書課及び広報広聴課を、総務部に法務私学課、人事課、財政課、税政課、資産活用課、統計分析課及び情報・業務改革課を、地域交流部にさが創生推進課、市町支援課、国際課、空港課、新幹線・地域交通課及び港湾課を、県民環境部に県民協働課、まなび課、人権・同和対策課、くらしの安全安心課、環境課、原子力安全対策課、有明海再生・自然環境課及び循環型社会推進課を、健康福祉部に福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、国民健康保険課、健康増進課、薬務課及び生活衛生課を、産業労働部に産業企画課、ものづくり産業課、新エネルギー産業課、企業立地課、産業人材課、流通・通商課及び経営支援課を、農林水産部に農政企画課、生産者支援課、農産課、園芸課、畜産課、農山漁村課、農地整備課、林業課、森林整備課及び水産課を並びに県土整備部に県土企画課、建設・技術課、入札・検査センター、道路課、土地対策課、都市計画課、下水道課、建築住宅課及び河川砂防課を置くこととした。（第 3 条第 1 項関係）
- 3 2 で定めるもののほか、政策部に危機管理・報道局を、地域交流部に文化・スポーツ交流局を、健康福祉部に男女参画・こども局を置くこととした。（第 3 条第 2 項関係）
- 4 3 の局にそれぞれ危機管理・報道課及び消防防災課、文化課、スポーツ課及び観光課並びに男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課及びこども家庭課を置くこととした。（第 3 条第 3 項～第 5 項関係）
- 5 出納局に会計課及び総務事務センターを置くこととした。（第 4 条関係）
- 6 2、4 及び 5 で定める課及びセンターの分掌事務を定めることとした。（第 5 条～第 16 条関係）
- 7 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課のうちから部の主管課を定めるとともに、それらの課がつかさどる事務を定めることとした。（第 18 条関係）
- 8 部に、部長を置き、理事を置くことができることとした。（第 21 条第 1 項及び第 2 項関係）
- 9 総務部に情報統括監を、健康福祉部に医療統括監を置くことができることとした。（第 21 条第 3 項関係）
- 10 局に、局長を置き、理事を置くことができることとした。（第 21 条第 4 項及び第 5 項関係）
- 11 部に副部長を置くことができることとした。（第 22 条第 1 項関係）
- 12 政策部に政策総括監を、健康福祉部に歯科医療総括監を置くことができることとした。（第 22 条第 2 項関係）
- 13 課に課長を、センターにセンター長を、室に室長を置くこととした。（第 23 条第 1 項関係）
- 14 産業労働部に有田焼創業 400 年事業推進監を置くことができることとした。（第 23 条第 2 項関係）
- 15 その他必要な職を置くことができることとした。
- 16 その他所要の事項を定めることとした。
- 17 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

- 18 所要の経過措置を定めることとした。
- 19 佐賀県青少年健全育成条例施行規則ほか 36 規則について所要の改正を行うこととした。